

参議院改革協議会選挙制度に関する 専門委員会報告書（平成30年5月7日） 抜粋

直しのために、しかるべき周知期間も考慮しながら、新たな選挙制度を確立すべく対応を講ずる必要がある。

○民進 本専門委員会での議論を受け、来年の参議院議員通常選挙に向けた意見集約を行った。最も多かった意見は、選挙制度について議論をする前提として、人口動態や社会情勢が大きく変化していく中、二院制の下で、今後参議院が果たすべき役割を明確にする必要があるということである。一方、現実的には、来年の参議院議員通常選挙に向けた議論を進めなければならないので、長期と短期に分けた議論をすべきである。

まず、長期的な議論としては、本専門委員会の親会議である参議院改革協議会に対して、衆議院と参議院の役割や位置付けを明確にした上で、参議院の権能や役割、それにふさわしい議員定数などについて議論することを求め、その結論を得た上で、改めて、参議院にふさわしい選挙制度について検討することを提案する。

その上で、短期的な議論として、来年の参議院議員通常選挙に向けて、二つの考え方を提案する。まず一つ目は、累積投票制による連記制を導入する案である。本専門委員会においても議論されてきたが、最高裁判決において、投票価値の平等とは議員一人当たりの人口であるとは明確には述べられておらず、「議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等」であると明示されている。このことから、裁量権を有する国会が、最高裁の言う「投票の有する影響力」についてしっかりと解釈した上で連記制を導入することは、最高裁判決の趣旨に反するものではない。その上で、参議院は、衆議院とは異なり、国民各層の多様な民意の反映が求められていることから、連記制の中でも投票の有する影響力が発揮されやすく、より多様な民意の反映が可能となる累積投票制がより適切である。

二つ目は、平成29年最高裁判決で示された累次の大法廷判決における参議院選挙制度の在り方に関する基本法理を踏まえた上で、立法府として都道府県単位の選挙区の意義を明らかにし、かつ、当該意義に基づく二院制における参議院の役割を実現するための委員会設置等の制度改革を行った上で、一定の人口較差をやむを得ないものと認めつつ合区制度を廃止し従前の方法で定数配分する案である。

繰り返しになるが、選挙制度に関する議論は長期と短期に分けるべきである。短期的には、本専門委員会で、今ほど述べた2案を中心に議論していただくこと、長期的には、参議院改革協議会において二院制の下での今後の参議院の在り方や役割を議論していただき、改めて参議院にふさわしい選挙制度を検討することを提案したい。

参議院の新たな役割と都道府県選挙区の意義について

都道府県選挙区議員に期待される役割

- ① 全県的見地からの多様な知見の提供
- ② 県レベルの国政課題への対処 (ex.災害対応)
- ③ 県レベルの政党機能の遂行・政党政治の発展の取組

※全ての活動において、比例区議員の全国的見地・専門的知見との協働により、院の機能を発揮

倫選特委
政党制度
の審議等

貢献

貢献

貢献

地方創生基本政策委員会

【任務】

- ① 人口急減・超高齢化等の直面する構造・複合問題の解決
- ② 国民生活・行政サービス等の格差是正
- ③ 新機軸政策の策定、都道府県計画のPDCA確保支援、課題解決例の共有 等

【運営】

- ① 全知事・全政令市長、市町村長、議長等のヒアリングなどによる課題抽出・整理 (1、2月)、地方公聴会の開催
- ② 都道府県選挙区議員の意見提出、討議
- ③ 構造的、横断的課題等に対する調査分析・戦略策定、立法、政府勧告 等

連合・委嘱
審査
(2、3月)

建議等

常任委員会
特別委員会
調査会 等

① 構造問題対策小委員会

- 構造・複合問題の調査分析・戦略策定
- 政策の立法、勧告等

② 共生社会・格差対策小委員会

- 国民生活・行政サービス・地域政策資源の格差等の調査分析、政策の立法、勧告等

③ 成長・創造対策小委員会

- 新機軸政策の立法、勧告等
- 都道府県計画PDCAサイクルの支援・横展開等

分担審査

行政監視委

機能強化
改革

連携

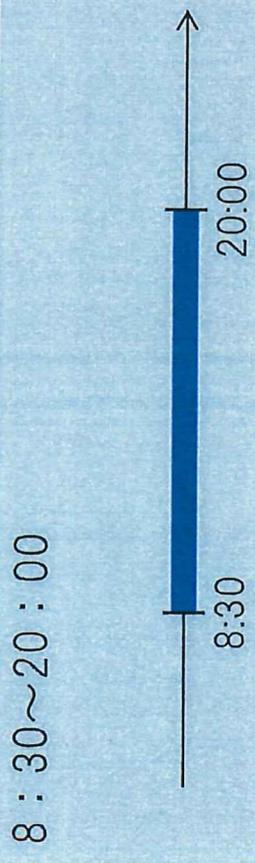
期日前投票の投票時間の弾力的な設定について①

未定稿

改正前

改正後

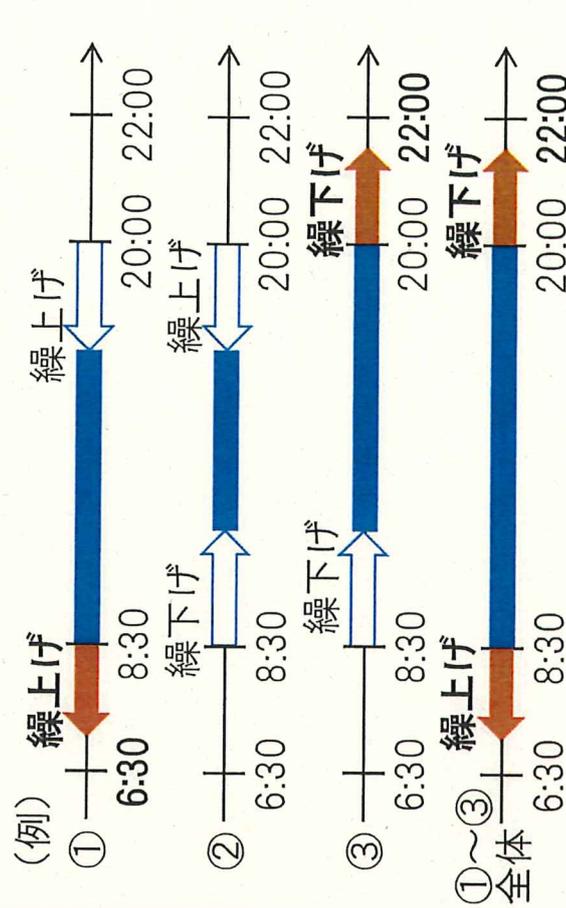
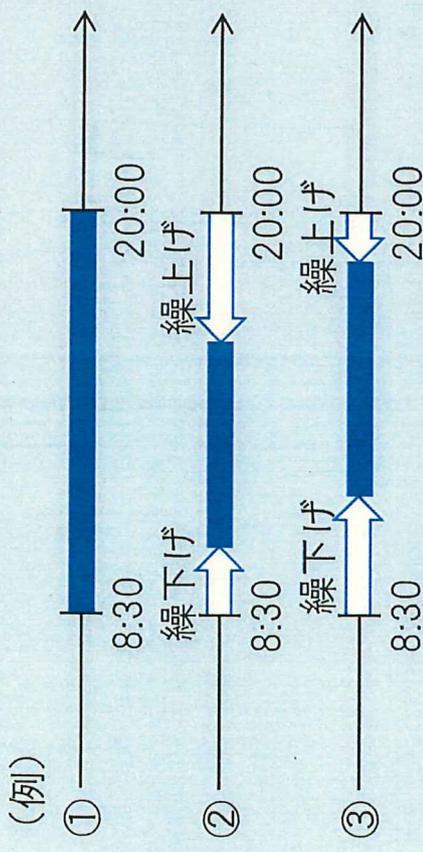
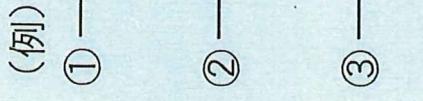
一つの期日前投票所を設ける場合



少なくとも一つの期日前投票所

8:30~20:00
他の期日前投票所

8:30(繰下げ可)~20:00(繰上げ可)



①~③全体

二つ以上の期日前投票所を設ける場合

【改正の概要】

- ① 開始時刻 (8:30) の2時間以内の繰上げ及び終了時刻 (20:00) の2時間以内の繰下げを可能に
- ② 二つ以上の期日前投票所を設ける場合には、8:30~20:00の間において、少なくとも一つ以上の期日前投票所が開いていなければならないこと

期日前投票の投票時間の弾力的な設定について②

未定稿

【公職選挙法改正の趣旨】

- 各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえ、地域を通じて最適な投票時間を柔軟に定められるようにする。
- 例えば、駅やショッピングセンター等に設置された期日前投票所において、通勤・通学者やショッピングセンターの利用客等がより投票しやすくなるよう、通勤・通学の時間帯やショッピングセンターの開館時間等を踏まえて、柔軟な時間設定を可能にする（改正の概要①）。
- 特定の1か所の期日前投票所については必ず8:30から20:00まで開いていなければならないとする改正前の制度はいささか硬直的であるので、このような時間規制を柔軟化し、例えば、日中の利用者が多い期日前投票所は日中の時間帯を中心に、夜間の利用者が見込める期日前投票所は夜間にかけての時間帯を中心に時間設定するなど、各期日前投票所の状況に応じた時間設定を可能にする（改正の概要②）。

佐々木克之「公職選挙法の一部改正（有権者の投票環境の向上）について」
選挙時報65巻5号（平成28年）5・6・16～18頁参照

繰延投票の期日の告示の見直しについて

未定稿

改正前

繰延投票の期日…少なくとも**5日**前に告示

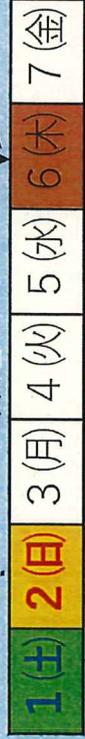
(例)

繰延投票の期日の告示
…投票日当日が
悪天候等により
投票不能である
ことが投票日前
日に確実に

投票日当日
悪天候等による
投票不能

繰延べ

繰延投票の期日



少なくとも**5日**前

改正後

繰延投票の期日…少なくとも**2日**前に告示

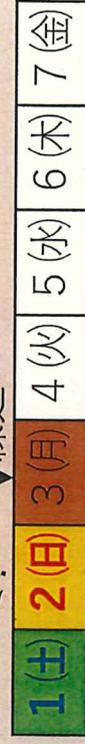
(例)

繰延投票の期日の告示
…投票日当日が
悪天候等により
投票不能である
ことが投票日前
日に確実に

投票日当日
悪天候等による
投票不能

繰延べ

繰延投票の期日



少なくとも**2日**前

5 【改正の概要】

天災等で投票を行うことができないうとき又は更に投票を行う必要があるときに、**繰延投票の期日の告示**について、**少なくとも5日前**に行うこととされ、**少なくとも2日前**で行えば足りることとする。

【公職選挙法改正の趣旨】

- 繰延投票や再投票を選管の判断において行う場合には、**投票日を繰り延べることを選挙人に周知し投票の機会を保障するために一定の期間が必要である**が、**早期に選挙の結果を確定させるという要請に鑑みると、たまたま投票日当日のみが悪天候であった場合等、投票日の直後に投票を行うことが可能である場合**には、**速やかに投票を行うことが適当である場合もある**。
- 従前の5日間の期間は公職選挙法制定当時から規定されていたものであり、**昭和25年制定当時と現在の通信等の状況（インターネット、防災無線、携帯電話、ケーブルテレビなど）に鑑みても、繰延投票の期日の告示後の期間を当時と同程度確保する必要性は低い**。

土屋直毅「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律について（一）」
選挙時報 66巻4号（平成29年）18頁参照